【様式第２号】

記載例

教育・保育給付認定申請書

令和　8年11月4日

京　丹　波　町　長　様

申請者（保護者）　住　所　〒622－0292
京丹波町蒲生蒲生野487番地1
氏　名　京丹波　太郎
電話番号　0771（82）1394

はじめて教育・保育給付認定を申請される方は「教育・保育給付認定」に〇印を付けてください。

継続入園の児童の場合（教育・保育給付認定を受けた方）は、「現況届」に〇印を付けてください。※利用希望期間の記入不要。

次のとおり、施設型給付費・地[illegible]係る教育・保育[illegible]認定等を申請します。

■申請事由：（教育・保育給付認定）・　変更認定　・　再交付　・　返還　・（現況届）
※いずれかに〇印を記入してください。

基本情報等

これまでに認定を受けていない場合、番号が分からない場合は、空欄にしてください。

ふりがな 氏名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
きょうたんば　さぶろう 京丹波　三郎	令和4年9月1日	（男）・女	（有）・無

支給認定証番号		保護者との続柄	第3子
認定区分	□1号認定	満３歳以上で教育標準時間（４時間程度）を希望	
	☑2号認定	満３歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望	
	□3号認定	満３歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望	
令和　9年4月1日　から　令和　11年3月31日まで			

該当する認定区分に☑してください。

※「支給認定証番[illegible]してください。

令和９年４月１日を起点に、３歳未満の児童は３歳に到達する日の前々日まで、３歳以上の児童は卒園予定日までとしてください。なお、認定期間であって、入園決定期間とは異なります。※現況届の方は記入の必要はありません。

②申請児童の家[illegible]

区分	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	性別	[illegible]等	備考
申請児童以外の同居家族構成	きょうたんば　たろう 京丹波　太郎	父	大・（昭）・平・令 61．3．30	（男）・女	地方公務員	
	きょうたんば　みずほ 京丹波　瑞穂	母	大・（昭）・平・令 60．5．1	男・（女）	看護師	
	きょうたんば　いちろう 京丹波　一郎	兄	大・昭・平・（令） 元．8．8	（男）・女	丹波ひかり小 1年生	
	きょうたんば　じろう 京丹波　二郎	兄	大・昭・平・（令） 3．4．6	（男）・女	たんばこども園 4歳児	
				男・		
				男・		

保護者が求職中の場合、備考欄に「求職中」と記入してください。

ひとり親家庭や生活保護世帯などにかかる家庭状況は、利用料算定に必要な項目です。該当項目によっては、別途書類の提出が必要な場合がありますので、提出時に確認してください。

「２」に〇印をつけられた場合、住所地（市区町村名）を必ず記入してください。

居住見込を記入ください。なお、居住地が変われば改めて手続きが必要となります。

家庭状況 ※該当する項目があれば、印（☑）をつけてください。	□　ひとり親世帯　□生活保護受給[illegible]（開始日　年　月　日）	
	□　在宅障害児（者）同居世帯[illegible]氏名：　　）	
保護者の居住地の確認	＜　令和８年１月１日の住所地＞ １.京丹波町（父・母） （２.その他（父・母）（　〇〇市　）	＜　令和９年１月１日の住所地＞ （１.京丹波町（父・母） ２.その他（父・母）（　　）

※　留意事項を裏面に記載していますので、確認のうえ①および②の各欄に記入してください。

（表面）

＜　留　意　事　項　＞

＊別居の子どもがおられる場合、備考欄に「別居」と記入のうえ別途「申立書」を提出してください。
＊①で障害者手帳等が「有」のとき、②で「在宅障害児（者）同居世帯」に該当するときは手帳等の写し（コピー）を提出してください。（※障害者手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象である方、障害基礎年金等を受給されている方が対象です。）
＊世帯員の中で入園児童の他に、保育所、幼稚園等に入所している児童がおられる場合は、当該施設名、所在地、電話番号を「備考」欄に記入してください。
＊「保護者の居住地の確認」欄で「２.その他」とされた場合は、課税証明書等の提出が必要となります。

③世帯情報等の提供、個人番号の利用にあたっての記名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な世帯の町民税等の税情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること、別紙「個人番号申告書」に記載した個人番号を利用すること、その情報に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名　**京丹波　太郎**　　保護者氏名　**京丹波　瑞穂**
※児童の親の他に生計主宰者がおられる場合は、生計主宰者が記名してください。

…保育所枠（2 号・3 号認定）を希望される場合のみ下記にご記入ください。…

④保育の利用を必要とする理由等

	続柄	必要とする理由	備　考
保育の利用を必要とす	**父**	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護 □災害復旧　□求職活動　□就学・職業訓練 □虐待・ＤＶの危惧　□育児休業　□その他 ＜具体的な状況（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況など＞ **京丹波町教育委員会で学校教育課に所属。** **午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで勤務。**	
	母	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護 □災害復旧　□求職活動　□就学・職業訓練 □虐待・ＤＶの危惧　□育児休業　□その他 ＜具体的な状況（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況など＞ **京丹波町病院で看護師として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで勤務。土曜日や夜勤もある就労形態。**	

②を選択される場合、就労証明書等により土曜日に保育が必要であることを証明いただく必要があります。

	利用曜日	利用時間　※土曜日除く
利用時間	①月～金曜日　②月～土曜日	午前**8**時**30**分～午後**5**時**30**分まで
優先利用該当項目	・生計中心者の失業　・育児休業明け　・その他（　　）	
認定区分の選択	・「保育短時間」を希望	

保育の必要量が「保育標準時間」に該当する方であって、「保育短時間」を希望される場合は〇印を付けてください。

こども園入園のてびきを確認のうえ記入してください。
・保育の必要量が「保育短時間」に該当する場合
…午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分の間で、保育が必要であると認められる時間を記入することができます。
・保育の必要量が「保育標準時間」に該当する場合
…午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分の間で、保育が必要であると認められる時間を記入することができます。
※希望時間の確認であり、就労証明書等に基づき保育の必要量を認定しますので、記入された時間の保育を確約するものではありません。

可　・　否　（否とする理由） ＜　　＞	
入園の可否	
可　・　否　（否とする理由） ＜　　＞ 〔□施設型　□地域型　□特例施設型　□特例地域型〕	自：　年　月　日 至：　年　月　日
入園施設（事業者）名	
□幼稚園　□保育所　□認定こども園　□地域型（□小規模　□家庭的　□居宅　□事業所）	
備　考	

（裏面）